

新旧対照表

○千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十四年千葉県規則第百号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。</p> <p>(条例第二条第一号ハに規定する規則で定める船舶)</p> <p>第三条 条例第二条第一号ハに規定する規則で定める船舶は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項に規定する総トン数一トン未満の無動力漁船（以下「無動力漁船」という。）で、当該無動力漁船の見やすい場所に第七条に規定する受理番号の表示をしているもの</p> <p>二 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第五条第一項に規定する遊漁船業者登録簿に登録されている遊漁船で、当該遊漁船の見やすい場所に遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）<b>第十八条第二号</b>に定める様式の標識の掲示をしているもの</p> <p>三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同法第四十四条に規定する専ら湖、沼若しくは河川において営む船舶運航の事業の用に供する旅客船で、同法第三条第二項（同法第十九条の三第二項、第二十一条第二項及び第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣に提出された申請書に記載されているもの</p> <p>四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶又ははしけで、同法第五条第一項（同法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣に提出された申請書に記載されており、かつ、当該船舶又は当該はしけの見やすい場所に同法第三十二条の二に規定する氏名、名称その他港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）で定める事</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。</p> <p>(条例第二条第一号ハに規定する規則で定める船舶)</p> <p>第三条 条例第二条第一号ハに規定する規則で定める船舶は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項に規定する総トン数一トン未満の無動力漁船（以下「無動力漁船」という。）で、当該無動力漁船の見やすい場所に第七条に規定する受理番号の表示をしているもの</p> <p>二 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第五条第一項に規定する遊漁船業者登録簿に登録されている遊漁船で、当該遊漁船の見やすい場所に遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）<b>第十四条第二号</b>に定める様式の標識の掲示をしているもの</p> <p>三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同法第四十四条に規定する専ら湖、沼若しくは河川において営む船舶運航の事業の用に供する旅客船で、同法第三条第二項（同法第十九条の三第二項、第二十一条第二項及び第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣に提出された申請書に記載されているもの</p> <p>四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶又ははしけで、同法第五条第一項（同法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣に提出された申請書に記載されており、かつ、当該船舶又は当該はしけの見やすい場所に同法第三十二条の二に規定する氏名、名称その他</p>

項の表示をしているもの

五 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第三項に規定する内航運送業又は同法第二十七条に規定する専ら湖、沼若しくは河川において営む内航海運業に相当する事業の用に供する船舶で、同法第四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣に提出された申請書に記載されており、かつ、当該船舶の見やすい場所に同法第二十一条に規定する氏名、名称又は記号その他の内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）に定める事項の表示をしているもの

（無動力漁船に係る申請）

第四条 無動力漁船の所有者は、前条第一号の受理番号について知事の指定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した無動力漁船に係る受理番号申請書（別記第一号様式）に当該無動力漁船が漁船であることを証する書面及び当該無動力漁船の主たる根拠地の位置図を添付して、知事に提出するものとする。

- 一 無動力漁船の所有者（使用者が所有者でない場合は、所有者及び使用者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 無動力漁船の船名
- 三 無動力漁船の長さ及び幅
- 四 無動力漁船の船質
- 五 漁業の種類又は用途
- 六 無動力漁船の主たる根拠地
- 七 その他必要な事項

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する申請書を受理するものとする。

- 一 前項に規定する申請書に虚偽の記載があつた場合
- 二 前項に規定する申請書に必要な事項が記載されていない場合
- 三 前項に規定する申請書に必要な書面又は図面が添付されていない場合

3 知事は、前項の規定により申請書を受理したときは、五年以内の有効期間を定めて受理番号を指定し、かつ、当該受理番号を付した申請書の写しを当該無動力漁船の所有者に交付するものとする。

（無動力漁船に係る申請事項の変更）

第五条 前条第三項の規定により申請書の写しの交付を受けた無動力漁船の所有者は、その無動力漁船について同条第一項各号（第四号を除く。）に掲げ

項の表示をしているもの

五 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第三項に規定する内航運送業又は同法第二十七条に規定する専ら湖、沼若しくは河川において営む内航海運業に相当する事業の用に供する船舶で、同法第四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣に提出された申請書に記載されており、かつ、当該船舶の見やすい場所に同法第二十一条に規定する氏名、名称又は記号その他の内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）に定める事項の表示をしているもの

（無動力漁船に係る申請）

第四条 無動力漁船の所有者は、前条第一号の受理番号について知事の指定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した無動力漁船に係る受理番号申請書（別記第一号様式）に当該無動力漁船が漁船であることを証する書面及び当該無動力漁船の主たる根拠地の位置図を添付して、知事に提出するものとする。

- 一 無動力漁船の所有者（使用者が所有者でない場合は、所有者及び使用者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 無動力漁船の船名
- 三 無動力漁船の長さ及び幅
- 四 無動力漁船の船質
- 五 漁業の種類又は用途
- 六 無動力漁船の主たる根拠地
- 七 その他必要な事項

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する申請書を受理するものとする。

- 一 前項に規定する申請書に虚偽の記載があつた場合
- 二 前項に規定する申請書に必要な事項が記載されていない場合
- 三 前項に規定する申請書に必要な書面又は図面が添付されていない場合

3 知事は、前項の規定により申請書を受理したときは、五年以内の有効期間を定めて受理番号を指定し、かつ、当該受理番号を付した申請書の写しを当該無動力漁船の所有者に交付するものとする。

（無動力漁船に係る申請事項の変更）

第五条 前条第三項の規定により申請書の写しの交付を受けた無動力漁船の所有者は、その無動力漁船について同条第一項各号（第四号を除く。）に掲げ

る事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から三十日以内に、無動力漁船に係る変更報告書（別記第二号様式）に当該変更の事実を証する書面及び当該無動力漁船が漁船として使用されていることを証する書面（同項第六号に掲げる事項の変更にあつては、これらの書面及び当該無動力漁船の主たる根拠地の位置図）を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する報告書を受理するものとする。

- 一 前項に規定する報告書に虚偽の記載があつた場合
- 二 前項に規定する報告書に必要な事項が記載されていない場合
- 三 前項に規定する報告書に必要な書面又は図面が添付されていない場合

3 知事は、前項の規定により報告書を受理したときは、受理印（別記第三号様式）を押印した報告書の写しを当該無動力漁船の所有者に交付するものとする。この場合において、当該受理番号の有効期間は、当該受理番号の残存有効期間とする。

（無動力漁船受理台帳への登録）

第六条 知事は、第四条第二項の規定による申請書の受理又は前条第二項の規定による報告書の受理をした無動力漁船を速やかに無動力漁船受理台帳（別記第四号様式）に登録しなければならない。

（無動力漁船の受理番号の表示）

第七条 第四条第三項の規定による申請書の写し又は第五条第三項の規定による報告書の写しの交付を受けた無動力漁船の所有者は、知事が指定した受理番号を別記第五号様式により、当該無動力漁船の見やすい場所に表示しなければならない。

（無動力漁船の受理番号の失効）

第八条 次の各号のいずれかに掲げる場合には、無動力漁船の受理番号は、その効力を失う。

- 一 受理番号の指定を受けた無動力漁船が漁船として使用されなくなった場合
- 二 受理番号の指定を受けた無動力漁船が老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められる場合
- 三 受理番号の指定を受けた無動力漁船が滅失し、沈没し、又は解つた場合
- 四 受理番号の指定を受けた無動力漁船の主たる根拠地が県の区域外に変更された場合

る事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から三十日以内に、無動力漁船に係る変更報告書（別記第二号様式）に当該変更の事実を証する書面及び当該無動力漁船が漁船として使用されていることを証する書面（同項第六号に掲げる事項の変更にあつては、これらの書面及び当該無動力漁船の主たる根拠地の位置図）を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する報告書を受理するものとする。

- 一 前項に規定する報告書に虚偽の記載があつた場合
- 二 前項に規定する報告書に必要な事項が記載されていない場合
- 三 前項に規定する報告書に必要な書面又は図面が添付されていない場合

3 知事は、前項の規定により報告書を受理したときは、受理印（別記第三号様式）を押印した報告書の写しを当該無動力漁船の所有者に交付するものとする。この場合において、当該受理番号の有効期間は、当該受理番号の残存有効期間とする。

（無動力漁船受理台帳への登録）

第六条 知事は、第四条第二項の規定による申請書の受理又は前条第二項の規定による報告書の受理をした無動力漁船を速やかに無動力漁船受理台帳（別記第四号様式）に登録しなければならない。

（無動力漁船の受理番号の表示）

第七条 第四条第三項の規定による申請書の写し又は第五条第三項の規定による報告書の写しの交付を受けた無動力漁船の所有者は、知事が指定した受理番号を別記第五号様式により、当該無動力漁船の見やすい場所に表示しなければならない。

（無動力漁船の受理番号の失効）

第八条 次の各号のいずれかに掲げる場合には、無動力漁船の受理番号は、その効力を失う。

- 一 受理番号の指定を受けた無動力漁船が漁船として使用されなくなった場合
- 二 受理番号の指定を受けた無動力漁船が老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められる場合
- 三 受理番号の指定を受けた無動力漁船が滅失し、沈没し、又は解つた場合
- 四 受理番号の指定を受けた無動力漁船の主たる根拠地が県の区域外に変更された場合

五 受理番号の指定を受けた無動力漁船の受理番号の有効期間が経過した場合

六 第四条第一項に規定する申請書又は第五条第一項に規定する報告書に虚偽の記載があつた場合

2 無動力漁船の所有者は、前項の規定により受理番号の効力を失つたときには、遅滞なく、第七条の規定による受理番号の表示をやめ、かつ、無動力漁船受理番号失効届出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。（区域の指定等）

第九条 条例第七条第一項に規定する適正化区域及び条例第八条第一項に規定する重点適正化区域は、次の各号に掲げる公共の水域を対象として指定するものとする。条例第七条第五項の規定による変更（条例第八条第二項において準用する場合を含む。）についても、同様とする。

一 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された水域

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域

三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項に規定する一般公共海岸区域並びに同法第三条第一項及び第二項の規定により指定された海岸保全区域

四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により指定された一級河川、第五条第一項の規定により指定された二級河川及び第一百条第一項の規定により指定された準用河川の区域

五 前各号に掲げるもののほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十二号）第三条第二項第二号に規定する公共用財産のうち海、河川、用悪水路、池沼又はため池の区域その他知事が必要と認めた公共の水域

2 条例第七条第二項及び同条第六項において準用する条例第七条第二項（これらの規定を条例第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、二週間以上の期限を定め、書面により行うものとする。

3 条例第七条第三項及び同条第六項において準用する条例第七条第三項（これらの規定を条例第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 適正化区域又は重点適正化区域の名称

二 適正化区域又は重点適正化区域の場所

五 受理番号の指定を受けた無動力漁船の受理番号の有効期間が経過した場合

六 第四条第一項に規定する申請書又は第五条第一項に規定する報告書に虚偽の記載があつた場合

2 無動力漁船の所有者は、前項の規定により受理番号の効力を失つたときには、遅滞なく、第七条の規定による受理番号の表示をやめ、かつ、無動力漁船受理番号失効届出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。（区域の指定等）

第九条 条例第七条第一項に規定する適正化区域及び条例第八条第一項に規定する重点適正化区域は、次の各号に掲げる公共の水域を対象として指定するものとする。条例第七条第五項の規定による変更（条例第八条第二項において準用する場合を含む。）についても、同様とする。

一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された水域

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域

三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項に規定する一般公共海岸区域並びに同法第三条第一項及び第二項の規定により指定された海岸保全区域

四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により指定された一級河川、第五条第一項の規定により指定された二級河川及び第一百条第一項の規定により指定された準用河川の区域

五 前各号に掲げるもののほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十二号）第三条第二項第二号に規定する公共用財産のうち海、河川、用悪水路、池沼又はため池の区域その他知事が必要と認めた公共の水域

2 条例第七条第二項及び同条第六項において準用する条例第七条第二項（これらの規定を条例第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、二週間以上の期限を定め、書面により行うものとする。

3 条例第七条第三項及び同条第六項において準用する条例第七条第三項（これらの規定を条例第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 適正化区域又は重点適正化区域の名称

二 適正化区域又は重点適正化区域の場所

三 適正化区域又は重点適正化区域の指定、変更又は解除の理由  
(是正勧告書及び勧告に係る公表)

第十条 条例第十条第二項に規定する勧告は、是正勧告書(別記第七号様式)により行うものとする。

2 条例第十条第五項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 船名(プレジャーボートに表示されている場合に限る。)
- 二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)第八条に規定する船舶番号又は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第五条第二項に規定する船舶国籍証書の登録番号若しくは船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一項に規定する船舶検査済票の番号(当該番号が確認できない場合は、プレジャーボートの長さ及び幅)
- 三 勧告前にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時
- 四 勧告した年月日
- 五 勧告後にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時  
(警告書及び移動に係る公表)

第十一条 条例第十一条第二項に規定する警告は、警告書(別記第八号様式)により行うものとする。

2 条例第十一条第四項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 船名(プレジャーボートに表示されている場合に限る。)
- 二 小型船舶の登録等に関する法律第八条に規定する船舶番号又は船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書の登録番号若しくは船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査済票の番号(当該番号が確認できない場合は、プレジャーボートの長さ及び幅)
- 三 警告前にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時
- 四 警告した年月日
- 五 警告後にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時
- 六 プレジャーボートを移動した年月日  
(プレジャーボートを返還するための通知)

第十二条 条例第十二条第二項の規定による所有者等に対する通知は、プレジャーボート保管・引取通知書(別記第九号様式)により行うものとする。

(プレジャーボートを返還するための措置)

第十三条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める必要な措置は、次の各

三 適正化区域又は重点適正化区域の指定、変更又は解除の理由  
(是正勧告書及び勧告に係る公表)

第十条 条例第十条第二項に規定する勧告は、是正勧告書(別記第七号様式)により行うものとする。

2 条例第十条第五項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 船名(プレジャーボートに表示されている場合に限る。)
- 二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)第八条に規定する船舶番号又は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第五条第二項に規定する船舶国籍証書の登録番号若しくは船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一項に規定する船舶検査済票の番号(当該番号が確認できない場合は、プレジャーボートの長さ及び幅)
- 三 勧告前にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時
- 四 勧告した年月日
- 五 勧告後にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時  
(警告書及び移動に係る公表)

第十一条 条例第十一条第二項に規定する警告は、警告書(別記第八号様式)により行うものとする。

2 条例第十一条第四項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 船名(プレジャーボートに表示されている場合に限る。)
- 二 小型船舶の登録等に関する法律第八条に規定する船舶番号又は船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書の登録番号若しくは船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査済票の番号(当該番号が確認できない場合は、プレジャーボートの長さ及び幅)
- 三 警告前にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時
- 四 警告した年月日
- 五 警告後にプレジャーボートの放置を確認した場所及び日時
- 六 プレジャーボートを移動した年月日  
(プレジャーボートを返還するための通知)

第十二条 条例第十二条第二項の規定による所有者等に対する通知は、プレジャーボート保管・引取通知書(別記第九号様式)により行うものとする。

(プレジャーボートを返還するための措置)

第十三条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める必要な措置は、次の各

号に掲げるところにより行うものとする。

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するため必要な書類を提示させる等の方法により、その者が当該プレジャーボートの返還を受けるべき所有者等であることを証明させること。

二 放置プレジャーボート返還申請兼受領書（別記第十号様式）と引換えに返還するものとする。

（プレジャーボートを保管した場合の公示事項）

第十四条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 船名（プレジャーボートに表示されている場合に限る。）

二 小型船舶の登録等に関する法律第八条に規定する船舶番号又は船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書の登録番号若しくは船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査済票の番号（当該番号が確認できない場合は、プレジャーボートの長さ及び幅）

三 プレジャーボートが放置されていた場所

四 プレジャーボートを移動した年月日

五 プレジャーボートの保管を開始した日時

六 プレジャーボートを保管している場所

七 所有者等が負担すべき移動及び保管の費用の額（保管の費用にあつては、一日当たりの額）

八 前各号に掲げるもののほか、プレジャーボートを返還するために必要な事項

（プレジャーボートを保管した場合の公示の方法）

第十五条 条例第十二条第二項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行われなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十日以内に当該区域を所管する事務所の掲示板に掲示すること。

二 前号の公示の期間は、三十日間とすること。

三 前号の公示の期間が満了しても、なおそのプレジャーボートの所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の内容を県報で告示すること。

四 保管プレジャーボート台帳（別記第十一号様式）を当該区域を所管する事務所に備え付け、かつ、関係者から閲覧申請書（別記第十二号様式）による申請があつたときは、これを関係者に閲覧させること。

号に掲げるところにより行うものとする。

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するため必要な書類を提示させる等の方法により、その者が当該プレジャーボートの返還を受けるべき所有者等であることを証明させること。

二 放置プレジャーボート返還申請兼受領書（別記第十号様式）と引換えに返還するものとする。

（プレジャーボートを保管した場合の公示事項）

第十四条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 船名（プレジャーボートに表示されている場合に限る。）

二 小型船舶の登録等に関する法律第八条に規定する船舶番号又は船舶法第五条第二項に規定する船舶国籍証書の登録番号若しくは船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査済票の番号（当該番号が確認できない場合は、プレジャーボートの長さ及び幅）

三 プレジャーボートが放置されていた場所

四 プレジャーボートを移動した年月日

五 プレジャーボートの保管を開始した日時

六 プレジャーボートを保管している場所

七 所有者等が負担すべき移動及び保管の費用の額（保管の費用にあつては、一日当たりの額）

八 前各号に掲げるもののほか、プレジャーボートを返還するために必要な事項

（プレジャーボートを保管した場合の公示の方法）

第十五条 条例第十二条第二項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行われなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十日以内に当該区域を所管する事務所の掲示板に掲示すること。

二 前号の公示の期間は、三十日間とすること。

三 前号の公示の期間が満了しても、なおそのプレジャーボートの所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の内容を県報で告示すること。

四 保管プレジャーボート台帳（別記第十一号様式）を当該区域を所管する事務所に備え付け、かつ、関係者から閲覧申請書（別記第十二号様式）による申請があつたときは、これを関係者に閲覧させること。

(プレジャーボートを返還するための手続を行う日時)  
第十六条 前三条の規定によるプレジャーボートを返還するための手続は、次の各号に掲げる日(以下「休日等」という。)以外の日において、午前十時から午後四時までの時間に行うものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)(廃棄に係るプレジャーボートの価額の評価)

第十七条 条例第十二条第三項第二号の規定によるプレジャーボートの価額の評価は、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

- 一 購入又は製作に要する費用(不明な場合は、再製作費等)
- 二 使用年数
- 三 損耗の程度
- 四 その他評価に関する事情

(プレジャーボートを廃棄する際の通知)  
第十八条 条例第十二条第五項の規定による通知は、廃棄手続通知書(別記第十三号様式)により行うものとする。  
(費用の額等)

第十九条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 プレジャーボートの保管に要する費用の額の算定に当たっては、その保管した日数は、保管を開始した日の翌日から起算して返還する日の前日までの日数とする。ただし、保管を開始した日の翌日(当該日が、休日等の場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日)に返還した場合は、一日間とする。

3 移動又は保管に要した費用は、当該プレジャーボートの返還前に納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、適正な係留保管場所が確保されており、かつ、盗難その他の放置の原因にやむを得ない理由があつた場合その他知事が必要と認めた場合に限り、知事は必要と認める納付期限の延長をすることができる。この場合において、当該所有者等は、納付誓約書(別記第十四号様式)に当該事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(身分を示す証明書)

(プレジャーボートを返還するための手続を行う日時)  
第十六条 前三条の規定によるプレジャーボートを返還するための手続は、次の各号に掲げる日(以下「休日等」という。)以外の日において、午前十時から午後四時までの時間に行うものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)(廃棄に係るプレジャーボートの価額の評価)

第十七条 条例第十二条第三項第二号の規定によるプレジャーボートの価額の評価は、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

- 一 購入又は製作に要する費用(不明な場合は、再製作費等)
- 二 使用年数
- 三 損耗の程度
- 四 その他評価に関する事情

(プレジャーボートを廃棄する際の通知)  
第十八条 条例第十二条第五項の規定による通知は、廃棄手続通知書(別記第十三号様式)により行うものとする。  
(費用の額等)

第十九条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 プレジャーボートの保管に要する費用の額の算定に当たっては、その保管した日数は、保管を開始した日の翌日から起算して返還する日の前日までの日数とする。ただし、保管を開始した日の翌日(当該日が、休日等の場合にあっては、その日後において最も近い休日等でない日)に返還した場合は、一日間とする。

3 移動又は保管に要した費用は、当該プレジャーボートの返還前に納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、適正な係留保管場所が確保されており、かつ、盗難その他の放置の原因にやむを得ない理由があつた場合その他知事が必要と認めた場合に限り、知事は必要と認める納付期限の延長をすることができる。この場合において、当該所有者等は、納付誓約書(別記第十四号様式)に当該事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(身分を示す証明書)

第二十条 条例第十四条に規定する証明書は、身分証明書（別記第十五号様式）とする。  
（委任）

第二十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第二十条 条例第十四条に規定する証明書は、身分証明書（別記第十五号様式）とする。  
（委任）

第二十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。